

弁護士

遺産相続に注力する弁護士

本当に軽度の認知症であれば、一般的に意思能力があるものと考えられ、通常は後見人をつける必要はありません。

また、後見は一度始めたら継続する必要があるので、一時の必要性のみのために制度を利用することはあまりお勧めできません。

お母さんの意思能力については、ご心配であれば、主治医の方に診断書を取るなり、介護認定を受けられている場合は、介護認定記録を市区町村の介護認定課から取り寄せるなどして、お母さんに能力があることを後日証明できるようにしておけばよいと思います。

税務会計事務所

税理士・行政書士・社会保険労務士

税理士

〒113-8531

電 話
F A X
携 帯